

事務所通信 リソース

12月号 VOL. 42

税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : cyuou@csk-i.com



いつもお世話になります。年の暮れが近づいて残り少なくなった暦を「古暦」と言います。吉屋信子の一句「初暦知らぬ月日は美しく」はこれから訪れる日々を詠んだものですが、過ぎ去った長き月日も古暦の中で美しい思い出となっていく年の瀬です。

二度とない2013年、残りの日々を大切に過ごしたいものです。

印紙税の非課税範囲が5万円未満に拡大

金銭または有価証券の受取書については、記載された受取金額が3万円未満の場合は現在、非課税とされています。それが平成二十六年四月一日からは、受取金額が5万円未満のものは非課税となります。金銭または有価証券の受取書とは、金銭または有価証券を受領した者がその受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。例えば、領収書「受取書」ワシットなどがこれに該当します。また、金銭や有価証券の受領事実を証明するために、請求書や納品書などに代済「相済」など記入したのも該当します。飲食店などのように、3万円を少しだけ超える場合がしばしばあるところでは、非課税範囲が5万円未満に拡大されることは特に朗報でしょう。



またその他には、不動産の譲渡に関する契約書や建設法で規定された建設工事の請負に関する契約書においても印紙税額が軽減されます。こちらの軽減措置は、平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間が対象となります。なお、平成二十五年年度の国の歳入予算を見ると、印紙による税収は約1.1兆円です。所得税や法人税などの主要税目と比べると少ないですが、たばこ税の1兆円弱や酒税の1.3兆円強と肩を並べます。

このように比べてみると、印紙税もけっこうな税収があることが分かります。

【インターネット・インフラの進歩で「ウチ充」が急増！】

自宅での生活を充実させる「ウチ充」思考の人が増えています。中でもウチ充主婦は、インターネットをフル活用して暮らしを豊かに進化させています。家事のマネジメントにネット通販やネットバンクを駆使して時間を節約。空いた時間で海外ドラマや動画を視聴し、フェイスブックなどのSNSやメールを楽しんでいます。出不精や引きこもりなどネガティブなイメージはありません。やり繰り上手なウチ充主婦は、家族ばかりか日本の景気までも元気にしてくれそうです。



中央総合会計 『知っておきたい』セミナー開催

11月5日、約60名の方にご来場いただき、恒例の知っておきたいセミナーを開催いたしました。当日は会場が狭く、出席者の方にご不自由をおかけして申し訳ありませんでした。当日のセミナーの内容は次のとおりです。

『第1部 地域密着型のお店がお金をかけずに集客する方法 講師 前川 あゆ氏』

前川さんは、化粧品や建設会社などの接客、営業に長年携わってきた方で、その経験で得たノウハウを自分の体験談をまじえてわかりやすくお話をいただきました。

「共感」ということにポイントをおき、商品やサービスの前に、まずは人や感情に注目し、お客さまの心をつかむこと、ありがとうと言ってもらえる仕事をする事など、学ぶ事がたくさんありました。さらに、おすすめの集客方法として、名刺に自分の写真を載せたり、プロフィールを公開するという大胆な名刺作りや、クチコミにつながる物語を発信するなど、今までのよくある集客方法とは違った発想にも大変驚きました。まさにお金をかけずに集客する方法を教えていただき、とても共感できた楽しいセミナーでした。(小野寺)

『第2部 今、生き残る企業の条件 講師 中央総合会計 代表税理士 井内 敏樹』

今、生き残る“企業”の条件とは、小零細企業にとっては“経営者”の条件に置き換えることができると説明し、次の3つの条件とあげました。

- ①「環境に適応できること」では経営者にとって最大の環境は従業員であり従業員にとっての環境は経営者である。その環境への適応の大切さを中心に、又
- ②「明るい」では、明るさが人を、仕事を招きよせる大事な原動力であり、明るくあるためには認める(ほめる)、認められることが大切であることを、
- ③「決算書が読める」では医者が健診の数値を見ないと治療方法・投薬がわからないように経営者も決算書を読み、直しどころへ向かったらよいのか知ることが大事だとの話でした。

所長の話は久しぶりでしたがいつものように軽く？笑いを誘っていましたが③が大幅に短くなり準備不足といい加減さが露呈です！所長、今後気を付けてください。(職員 匿名)



旭川相続税相談センター

税理士法人 中央総合会計

● 電話番号:0166-25-4139

● 受付時間:(月)~(金)9:30~12:00

(1) 相続の基本手続、土地・建物等の登記手続(一部、弁護士・司法書士・社会保険労務士提携業務)

(2) 相続税の申告の有無の判定 (3) 相続税の試算・節税準備他

平成24年11月5日認定

経営革新等支援機関
(認定支援機関) 税理士法人 中央総合会計

日本M&Aセンター理事会社

北海道M&Aセンター
税理士法人 中央総合会計